

# 23 手すり

## ■ 基本的な考え方

手すりは、高齢者等の誘導、落下防止、移乗動作の補助などに有効な設備であり、目的や状況に応じ、大きさ、材質、取付位置等を考慮して、堅固に設置することが望まれます。

## ■ 参考とすべき項目

項目	解説	参照条文等
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりは、障がい者などの誘導・落下防止・移乗動作の補助設備として有効であり、廊下・階段・出入口などその目的や状況に応じて、大きさ・材質・取付位置などを考慮して設置する。</li> <li>歩行困難者や視覚障がい者にとっては、必要不可欠なものであるため、階段・傾斜路には必ず設置し、廊下には必要に応じて設置する。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの取り付け高さは、1本の場合は75 cm～85 cm程度とする。</li> <li>高齢者、障がい者、子供の利用が多い施設については手すりを2段とし、高さを60 cm～65 cm程度と75 cm～85 cm程度とする。</li> </ul>	【図1、2】 標2-18.1.1.2.2
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>太さは、外径3 cm～4 cm(小児用にあつては3 cm)程度の円形等の握りやすいものとする。</li> </ul>	【図1、2】 標2-18.1.1.3.1
壁との関係、壁仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁との隙間は4～5 cm程度とし、手すりの下側で支持する。</li> <li>手すりを取り付けた壁の表面は、なめらかなものとするのが望ましい。</li> <li>弱視者(ロービジョン)や色覚多様性のある人の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定するのが望ましい。</li> </ul>	【図3、5】 標2-18.1.1.2.3
端部	<ul style="list-style-type: none"> <li>衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避けるため、手すりの端部は、壁側に曲げることが望ましい。</li> </ul>	【図4】 標2-18.1.1.3.1
材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、維持管理の容易なものとする。</li> <li>階段、傾斜路等の手すりは、体重をかけた時に滑りにくいものとする。</li> <li>手触り、耐久性、耐蝕性などは、取り付け箇所に見合ったものとする。</li> <li>手すりの色調は、壁などまわりの色調と対比効果を保つことが望ましい。</li> <li>冬季の冷たさに配慮した材質を用いることが望ましい。</li> </ul>	標2-18.1.1.3.2
誘導・標示	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜路の始点、終点を歩行者に知らせるため、45 cm程度の水平部分を設けることが望ましい。</li> <li>端部、曲がり角及び傾斜路の始終点などの要所には、現在位置や方向・行先などを点字及び墨字(文字情報)で標示することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 階段の手すりの端部:現在の階及び行き先の階等</li> <li>✓ 傾斜路の手すりの端部:現在の位置及び行き先の情報(●●室)等</li> <li>✓ 屋内の通路の曲がり角部分の手すり:現在の位置及び行き先の情報(●●室)等</li> <li>✓ 利用居室等の出入口付近の手すりの端部:利用居室等の名称(●●室)等</li> </ul> </li> <li>点字表示は、はがれにくいものとする。</li> <li>点字表示については、JIS T 0921 を準用する。</li> </ul>	【図4】 標2-18.1.1.4

項目	解説	参照条文等
施設用途に応じた手すり位置の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設、福祉施設等においては、利用状況を勘案し、屋内の通路にも手すりを設けることが望ましい。</li> <li>移動補助、立ち上がり補助(身体支持)の必要な高齢者、障がい者等が主に利用する施設においては、転倒を防止する観点から、玄関ポーチ・玄関・廊下等にも連続して手すりを設けることが望ましい。</li> <li>視覚障がい者等の誘導が必要な施設で、手すりを設置できない場合には、手すりに代わる音声案内装置の設置、又は従業員による誘導を行うことが望ましい。</li> </ul>	標 2-18.1.1.5

## ■参考図

図 1 壁付手すりの例

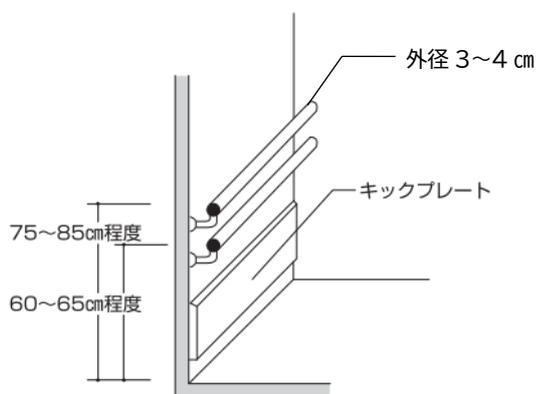


図 2 床付手すりの例

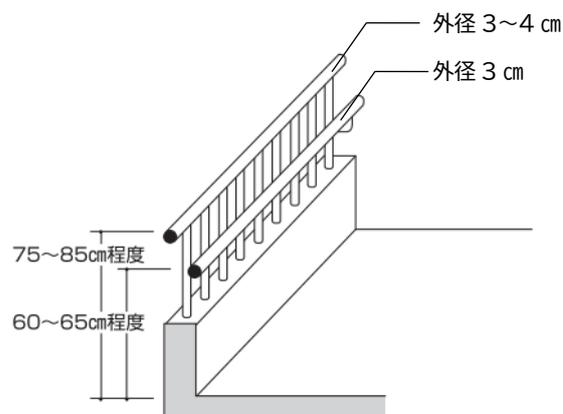


図 3 手すりの設置例

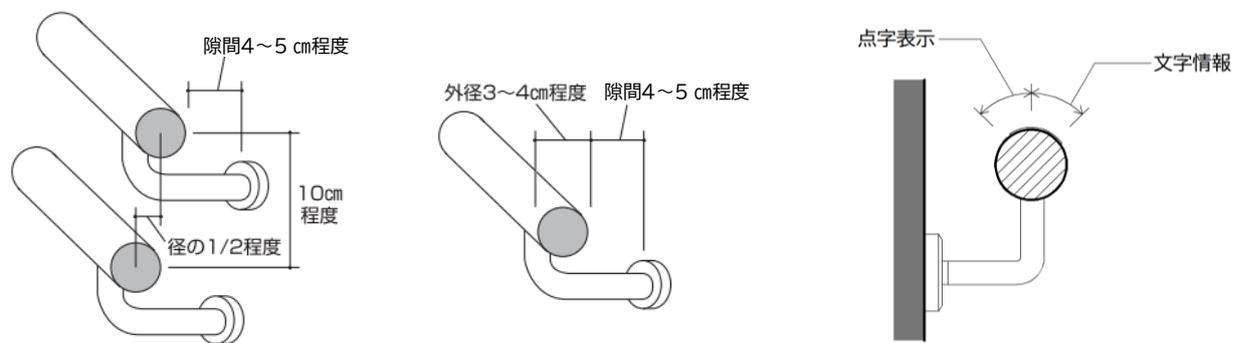


図 4 手すりの端部の例

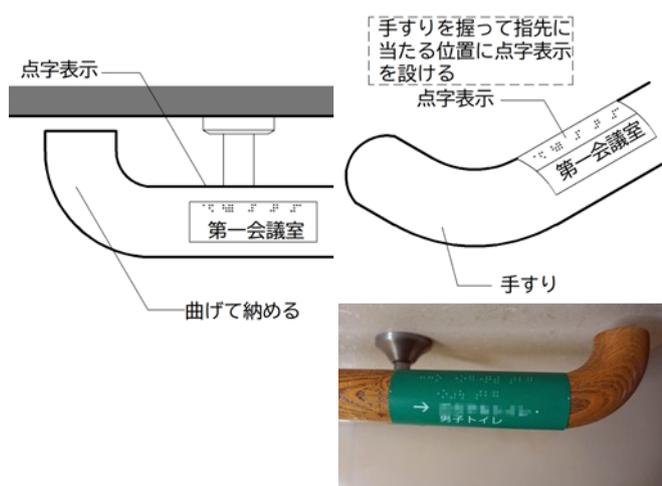


図 5 壁との関係の例

